

「申し入れ書」

千葉県知事 鈴木栄治 様

(担当・健康福祉部児童家庭課虐待防止対策室長様)

申し入れの趣旨

- 1、千葉県知事は千葉県教育委員会と共に、「公教育の責任（学校教育の社会的使命）」を踏まえ、憲法・児童の権利に関する条約・教育基本法・児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律等の法令により、公立小・中・高等学校において、児童生徒が教職員等から「体罰」「わいせつ行為」「暴言」等（学校内虐待）の不法行為を受けず、「子どもたちが安全に安心して通える学校」を管理運営する共同責任があり、これを県教育委員会と連携して実現する責務を果たすよう求めます。
- 2、千葉県知事は、子どもの権利の侵害（小・中・高等学校における学校内虐待事件も含む）に関する相談及び救済の申し立てに対して、公正かつ適切に処置する常設の第三者機関制度を早急に整備し実行する責任がありますので、県条例として整備することを求めます。

申入れの理由

- 1、本日当法人は、千葉県教育委員会（教育長）に対し、「子どもの人権擁護・児童福祉の視点」から、公立小・中・高等学校の児童生徒に対する教職員等の「体罰」「わいせつ行為」「暴言」等の不法行為は、「児童虐待（学校内虐待）」であるとして、その対応策を県児童福祉部局等と共同して検討し、子どもの権利擁護のための制度を県教育委員会の規則として整備することを求めて、「子どもたちが安全に安心して通える学校を求める請願書」～子どもが教職員等から暴力（体罰・わいせつ行為・暴言等不法行為）を受けないために～を提出しました。
- 2、千葉県は2005年3月に公表された「次世代育成支援行動計画」に基づき、「子どもの権利・参画のための研究会」により3年半をかけて検討の結果、既に2009年に「子どもが権利侵害を受けた場合の救済制度（子どもの権利侵害に関する相談及び救済の申し立てに対し、公正かつ適切に処置す

る第三者機関である「子どものためのオンブズパーソン委員会」を含む「子どもが大切にされる千葉県をつくるための指針」としてまとめています。

- 3、 現在、千葉県においては、上記請願書に記載のとおり、公立小・中・高等学校において、児童生徒が教職員等から「体罰」「わいせつ行為」「暴言」等（学校内虐待）を受けても、子どもたちの権利を守り、これを速やかに救済する制度（「事実の解明・原因究明・是正措置・背景にある構造的問題」を検証し検討することを含めて、公正かつ適切に処置する制度）が県教育委員会には整備されておらず、また県教育委員会とは別に県独自の公正な第三者機関が整備されておらず、全く理不尽な理由でつらく悲しい思いをしている子どもたちの被害者を出し続けています。
- 4、 よって、千葉県知事は、憲法・児童の権利に関する条約・教育基本法・児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律等の法令に基づき、子どもの権利を守り、これを救済する制度や公正な第三者機関を、県教育委員会とは別に独自に整備し実行する責任がありますので、これを早急に検討（上記「指針」、「埼玉県子どもの権利擁護委員会条例」や各自治体の「子ども条例」等を参考にして）し、県条例として整備することを求めるものです。

添付資料

- 1、「子どもたちが安全に安心して通える学校を求める請願書」 1通
- 2、「子どもが大切にされる千葉県をつくるための指針」概要版 1通
- 3、「同指針・本文」 1通
- 4、「子どもが大切にされる千葉県をつくるための指針」ができるまで 1通
- 5、「埼玉県子どもの権利擁護委員会条例」 1通

2018年（平成30年）2月13日

〒260-0803 千葉市中央区花輪町74番地6

(TEL043-266-8419・fax043-266-2359)

E-mail: chiba-saponet@lake.ocn.ne.jp

NPO 法人千葉こどもサポートネット

理事長 米田 修

(元・千葉県人権施策推進委員会委員)